

えっ！18歳でサラ金に！？

若年者（18歳・19歳）の「未成年者取消権」を奪い、多重債務被害・消費者被害を招く民法の成年年齢引き下げに反対する声明

－「民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集」に対する意見書－

2016年9月29日

全国クレサラ・生活問題対策協議会

代表幹事 木村 達也

私たちは、多重債務被害や貧困問題等の救済に取り組む弁護士・司法書士・多重債務被害者の会・相談員・研究者等で結成する任意団体です。これまでサラ金・クレジットによる消費者被害や非正規雇用や奨学金など若者の貧困問題に取り組んできた立場から、民法の成年年齢引き下げについて以下のとおりの意見を申し上げます。

第1. 意見の趣旨

1. 民法の成年年齢引き下げに強く反対をする。
2. 万が一成年年齢を引き下げの場合においても次の施策を必ず講じることが求め、下記の措置が講じられた後を施行日とすべきである。
 - (1) 18歳・19歳の若年者の取消権を民法ないし消費者契約法において引き続き保障すべきである。
 - (2) 18歳・19歳の若年者に対する貸金業者・銀行等による消費者向け貸付（キャッシング・カードローン等）を禁止すべきである。
 - (3) 18歳・19歳の若年者の個別クレジット及び包括クレジットの利用を原則禁止すべきである。

第2. 意見の理由

1. 現行民法は成年年齢を20歳とし（4条）、未成年者の法律行為について取消権を付与している（5条）。未成年者は、心身の未成熟や社会的な未経験故に十分な自己決定を行うことが典型的に困難であること等から民法は未成年者に取消権を付与している。そして、消費経済活動が高度に発展した現代社会においては、未成年者取消権は、未成年者を様々な消費者トラブルから守る極めて重要な機能を有している。ローンやマルチ商法などの消費者トラブルの相談は成年となる20歳を境に急増していることから未成年者取消権が未成年者を消費者被害から守ってきたことは明らかである。民法の成年年齢が18歳に引き下げられると18歳・19歳の若年者が「未成年者取消権」を奪われ、新たな消費者被害のターゲットとなる年齢層が創出されることとなる。
2. ところで、ほとんどの若年層は収入は皆無かごく僅かであり、資産形成もなされていない。若年層をターゲットとする悪質商法は、消費者金融や信販会社のキャッシングやクレジットを利用させた上で行われることが少

なくない。大学内等で拡がるマルチ商法や投資詐欺被害などでは、消費者金融から多額の借金をさせて、それを原資とさせる場合が多い。医療美容サービスの被害事件においては、施術台に乗せられたまま高額のクレジット契約をさせられる事案などもある。その結果、高額のキャッシングやクレジットの債務だけが残ってしまい、多重債務に陥る結果となる。

3. また、低賃金・不安定雇用である非正規雇用の拡大やブラックバイト被害など若年層の貧困は深刻である。学費や生活費の高騰、親の収入の低下により、学生の経済生活は極めて厳しくなっている。経済苦の若年層が生活費や学費のために借金をし、多重債務に陥る懸念もある。若年層の収入は変動が大きく、継続的な返済が困難となりがちである。就職や進学など新生活が始まる18歳・19歳は貸貸や家具や衣類等の購入など何かと物いりとなりがちであるが、その購入を契機に多重債務に陥ってしまう懸念もある。

なお、貸金業法・割賦販売法には過剰融資・過剰与信規制が存するが、これらの制度には適用除外等の例外規定も多い。また若年者の雇用は不安定かつ低賃金であり、一時的な収入を基礎に貸付等を行うことにより、その後の返済困難・経済的破綻を招来させるおそれがある。そして銀行等のキャッシングには貸金業法の適用はなく、過剰融資が現に横行している。貸金業法等の過剰融資規制等だけでは若年者の多重債務を防止することは極めて困難なのである。

4. これまで大手貸金業者や銀行等は未成年者取消権の存在があることから18歳・19歳の若年者に対する貸付は行っておらず、クレジットについても親権者の同意がない限りは利用ができなかったと認識している。未成年者取消権の存在が、18歳・19歳の若年者によるキャッシング・クレジットの利用を防止してきたと言える。ところが、民法の成年年齢を18歳に引き下げると18歳・19歳の若年者にキャッシング・クレジットが解禁される結果となり、18歳・19歳の若年者の多重債務被害・消費者被害の急増は必至である。

5. 私たちは、18歳・19歳の若年者の多重債務被害・消費者被害を予防するという観点から民法の成年年齢の引き下げには強く反対をする。また万が一、民法の成年年齢を18歳に引き下げるとしても、18歳・19歳の若年者には引き続き取消権を保障すべきである（少なくとも消費者契約については若年者取消権を付与すべきである）。選挙権の付与と法律行為・契約の取消権の年齢を同一とする必要はないし、万が一民法の成年年齢を18歳とするとしても、法律行為・契約の取消権を奪う必要はない。民法の成年年齢の引き下げについての報道等を見ても、18歳・19歳の法律行為・契約の取消権を奪うことまで了解しているとはおよそ思われない。

また、競馬等の賭博や飲酒・喫煙については引き続き20歳未満によるこれらの行為を禁止するという。さすれば青少年に賭博・飲酒・喫煙に匹敵する害悪を及ぼす借金（キャッシング・クレジット）については引き続き20歳未満については禁止をすべきである。サラ金を18歳（高3）か

ら利用できることを国民の多くは望んでいないはずである。

6. 今般のパブリックコメントでは、成年年齢の引き下げを所与の前提として意見募集が行われているが、その意見募集自体が誤導であり、大いに欺瞞に満ちている。18歳・19歳の若年者の多重債務被害・消費者被害を招く成年年齢の引き下げの是非を正面から問うべきである。そして、私たちはこれに断固として反対する。仮に民法の成年年齢を18歳にするとしても、20歳未満の者の取消権を引き続き保障すればよいのであり、これを奪うことは許されない。ましてキャッシング・クレジットの利用を解禁することは断じて許されない。

以 上